

○前回の質問に対する調査・確認事項

1. 家庭ごみの有料化実施済の都市で、併せて実施している主な施策

施策	内容	実施都市
補助金制度	・生ごみ処理機の購入費用に対する補助金の創設・拡充 ・資源物回収活動に対する補助金の創設・拡充 ・ごみステーションの整備や飛散防止ネット購入費用に対する補助金の創設・拡充	秋田市・下関市 福岡市・大分市など
収集サービスの向上	・戸別収集の開始 ・祝休日収集の実施 ・剪定枝の分別収集の開始	八王子市・秋田市 高松市など
違反ごみ・不法投棄対策	・不法投棄多発地点でのカメラ監視 ・町内会と連携したごみステーション巡回	旭川市・熊本市など
ごみ減量方法の広報	ごみ減量や有料ごみ袋の効率的な使い方の周知広報（例：秋田市）ごみ減量の取り組み事例を紹介する広報誌を定期的に配布	全市

2. 戸別収集の実施状況

都市	市民のごみ出し期限	収集時間
函館市・八王子市 那覇市	8時30分まで （函館市の一部地域は8時まで）	概ね8時30分から16時頃まで
福岡市	日没から夜12時まで	夜12時から日の出まで

3. 違反ごみ対策

（1）ごみステーションの巡回・監視

旭川市	排出マナーの向上を目的に、町内会と協働で集中的にチラシの配布や啓発ポスターの掲示、重点パトロールを実施する。
秋田市	ごみステーションを職員2人1組5班編成でパトロールしている。
高松市・宮崎市	自治会等が巡回・監視をしているところがある。
大分市	月に35か所程度、排出量の多いごみステーションにおいて職員が早朝指導を行っている。

（2）ごみ袋への排出者情報（氏名等）の記入

いずれの有料化実施中核市も実施していないが、宮崎市では独自に記入ルールを設けている自治会があるとのこと。

（3）違反ごみが出た場合の対応

①全市共通

- ・当該ごみに違反シールを貼り付けて残置し、排出者による出し直しを促す。
- ・出し直しがなされず、ステーションに残置され続けているものについては一定期間経過後に収集する。

②その他

旭川市	不適正排出が続く場合、市の指導員が開封調査。排出者が判明したときは戸別に指導
八王子市	戸別収集を実施しており排出者特定が容易であるため、清掃指導員（市職員）による直接指導

4. 市民意識調査で「有料化はやむを得ない」という意識を持つ人の割合が増加した理由

- ・前回のアンケート（平成20年度）に比べて60歳代、70歳代以上の回答割合が増加した。この年齢層は、他の年齢層に比べてごみの分別や出し方のマナーへの関心が高く、現状を改善するためにはより実効性が高いと考えられる「家庭ごみの有料化」が必要であると考えた人が多かったために、今回の結果に結びついたと考えられる。
- ・前回のアンケートから今回のアンケートまでの間に、家庭ごみの有料化の効果や仕組み等の情報が市民の間にも浸透したと考えられることも、今回の結果に結びついたと考えられる。

5. 佐賀市の減量効果が他都市の平均より低い理由

佐賀市のごみ減量効果が約7%（平成25年度：家庭ごみの有料化から17年経過）と、他都市よりも低くなっている理由について、佐賀市当局に確認したところ、市町村合併や台風災害等の外部要因が考えられるものの、確たる原因は不明であるとのこと。